

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	死体の移動制限等
概要	市長が、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある死体の移動の制限等の措置をとることがあります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第30条
処分基準	<p>処分基準 市長が一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある死体</p> <p>具体的処分 移動の制限または禁止 24時間以内の火葬または埋葬 (埋葬にあたっては、十分な消毒を行い、市長の許可を受ける必要があります。)</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。